

**「生物多様性条約第5回国別報告書（案）」に対する
意見募集（パブリックコメント）の実施結果について**

「生物多様性条約第5回国別報告書（案）」に対する意見の募集（パブリックコメント）を、2014年1月27日（月）から2月20日（木）まで実施した。意見提出のあった個人・団体の数は11であり、のべ意見数は91件であった。その内訳については次の通り。

1. 意見提出者数の内訳

意見提出方法

メール	11
郵送	0
FAX	0
合計	11

個人・団体の別

個人	6
団体	5
合計	11

2. 項目別の意見件数

	件数
要約	2
第1章 生物多様性の状況、傾向と脅威	
1. 1 生物多様性の重要性	
(1) 世界的に見た日本の生物多様性の特徴	2
(2) 命と暮らしを支える生物多様性	0
(3) 世界の生物多様性に影響を与える日本	8
(4) 生物多様性の経済価値評価	1
1. 2 生物多様性の状況や傾向に関する主な変化	
(1) 生態系の現状	3
(2) 絶滅のおそれのある野生生物の現状	2
(3) 東日本大震災による生物多様性への影響	2
1. 3 生物多様性の危機の構造	0
(1) 生物多様性の4つの危機	3
(2) 生物多様性総合評価（JBO）	0
1. 4 生物多様性の変化による生態系サービス、社会経済、文化への影響	1
(1) 中・大型哺乳類の分布の変化と軋轢の拡大	0
(2) 外来種	2
(3) 地球環境の変化による生物多様性への影響	2
1. 5 生物多様性の将来シナリオ	
(1) 地球温暖化による影響	0
(2) 海洋酸性化のサンゴ礁への影響	0
(3) ニホンジカ分布域拡大の将来予測	0
(4) 第2の危機（自然に対する働きかけの縮小による危機）	1
第2章 生物多様性国家戦略の実施状況及び生物多様性の主流化	0
2. 1 生物多様性国家戦略の策定経緯	0
2. 2 生物多様性国家戦略2012-2020	
(1) 見直しの背景	0
(2) 愛知目標への対応	1
(3) 生態系サービスでつながる「自然共生圏」	1
(4) 5つめの基本戦略「科学的基盤を強化し、政策に結びつける」	1

2. 3 第4回国別報告書以降の施策の進展	
(1) 生物多様性の保全及び持続可能な利用に係る制度の概要	0
(2) 生物多様性の保全に資する地域指定制度等の概要	1
(3) 野生生物の保全・管理に関する取組	0
(4) 東日本大震災からの復興に向けた取組	1
(5) 愛知目標達成に向けた国際的取組への貢献	0
(6) 条約に基づく作業計画の実施状況	0
(7) 生物多様性関連条約の実施状況	0
2. 4 生物多様性の主流化	0
(1) 国連生物多様性の10年日本委員会（UNDB-J）の活動	2
(2) 地方公共団体における先進的な取組	0
(3) 生物多様性分野における事業者の取組の動向	8
(4) その他の取組	1
2. 5 生物多様性国家戦略の実施状況	3
第3章 愛知目標の達成状況及びミレニアム開発目標への貢献	
3. 1 愛知目標の達成状況	0
(1) 戦略目標A	7
(2) 戦略目標B	8
(3) 戦略目標C	9
(4) 戦略目標D	4
(5) 戦略目標E	3
3. 2 ミレニアム開発目標の成果への貢献	0
3. 3 条約の実施から得た教訓	0
(1) 生物多様性に関する理解と行動	1
(2) 担い手と連携の確保	1
(3) 生態系サービスでつながる「自然共生圏」の認識	1
(4) 人口減少等を踏まえた国土の保全管理	0
(5) 科学的知見の充実	2
付属書Ⅰ	0
付属書Ⅱ	0
全体	7
合計	91

提出のあったご意見を踏まえ第5回国別報告書（案）の本文を修正したものについては、対応案の右横の欄に○を付している。

生物多様性条約第5回国別報告書（案）に対するパブリックコメントへの回答

※本表において、「国家戦略」は「生物多様性国家戦略2012-2020」を指す。
 ※本表におけるページ及び行は、特に記載のない限り、パブリックコメント版のものを指す。
 ※下線部分は追記箇所、取消線部分は削除箇所を示す。

No.	章	節	項	ページ	行	意見	理由	対応	修正あり(○)
1	要約	-	-	1	28-34	「人間の働きかけの縮小」そのものを生物多様性に対する脅威とみなすべきでない。これは、本来の脅威である人間活動の影響が低減する過程で生じている現象および管理ないし取組みの課題として位置づければ足りる。すなわち、絶滅危惧種・群集の消失や農林水産業・すぐれた風景の劣化等に対し必要となる人為的管理が必要になる場合があることを、戦略目標B（国家戦略本体では、「わが国の生物多様性の現状」、ロードマップ、行動計画）の中に位置づければ足りるものである。	報告書案では、生物多様性の主要な脅威は、以下の4つに整理されている。 ・「第1の危機：開発・乱獲による危機」 ・「第2の危機：人間の働きかけの縮小」 ・「第3の危機：人間により持ち込まれたものによる危機」 ・「第4の危機：地球環境の変化による危機」 これらのうち第1、第3および第4は「人間の働きかけ」の拡大に関するものであり、第2はその逆である。このような整理の仕方は、生物多様性保全に向けた基本的方針に混乱をもたらす。なぜなら、生物多様性に対する脅威が根本的に何だと考えているのかが曖昧、操作的になるからである。 「人間の働きかけの縮小」を生物多様性に対する脅威とみなすということは、裏返せば現世の人間が手をつけられない自然現象さらには進化プロセスをも、場合によっては生物多様性の脅威とみなすことを意味する。そのようなとらえ方は、現世の人間の利益にとって都合の良い自然環境を整えることが生物多様性保全の目標であるという考え方につながりかねない。 報告書案において「人間の働きかけの縮小」がどのような危機かについて具体的に説明している内容を見ると、人為的圧力が少なくなった生物多様性が回復していく過程に伴う以下の現象を指していることがわかる。 ①特定の絶滅危惧種・群集の保全の退行が生じること ②人の生活環境、農林水産業、（国立公園などの）特に守ろうとする風景維持などの諸利益とのせめぎ合い これらの現象が現実には発生していること、それらが対処すべき課題であることは疑う余地がない。すなわち、主として「第1の危機」とされる「開発、乱獲による危機」という脅威が低減するプロセスの中で一定の人為的管理（「人間の働きかけ」）を行い種の保存やその他の利益との調整をはかっていく必要がある。しかし、それはあくまで、今日の生物多様性に生じている現象の把握と、それに応じた具体的な管理ないし取組み課題のひとつとして整理されるべき事項なのである。	生物多様性国家戦略2012-2020では、生物多様性に対する4つの危機の一つとして「人間の働きかけの縮小」があげられ、生物多様性総合評価等においても影響の拡大が懸念されています。ご指摘のあったような誤解を招かないよう、1.3において「これらの危機の詳細については第4回国別報告書及び生物多様性国家戦略2012-2020においても紹介しています」と記述しているところです。	
2	1	1	1	1	36	生物多様性の変化を種のみでとらえており、社会経済や文化への影響を小さくとらえすぎている。生物多様性の劣化が、自然災害の影響を大きくしていることや、自然災害からの復元力を損ねていることを記述すべき。	高山植物などは、観光資源として重要な価値を持っている。それらが損なわれることでの、地域経済への影響も考えられる。また、東日本大震災でも、砂浜の縮小によって内陸部への被害を大きくしていることが考えられた。生物多様性の種の増減だけでなく、海岸生態系の劣化による漁業への影響や自然災害への影響なども記述すべきと考える。	生物多様性の変化は各生態系サービスで評価しており、ご指摘の社会経済や文化への影響は質問4で評価しています。また、生物多様性の劣化が自然災害の影響を大きくし、自然災害からの復元力を損ねているという点については、ご意見を踏まえ、パブリックコメント版20ページ21行目に以下の通り追記します。「また、海岸林等の沿岸生態系が減災に寄与する一方、健全な生態系の維持が地域の社会経済活動やレジリエンスの確保に重要であることが再認識されました。」	○
3	1	1	4	8	8	マングースだけではなく他の例もあげるべき。サキグロタマツメタヤアルゼンチンアリなどすでに多くの地域で被害が発生しているものについて被害の程度を示すべき	現状を知ることが必要。そのうえで、外来種への対策は持ち込まないことが最も有効であるので、被害を拡大させないことが大切。現場でそれを徹底させること。	ご指摘のサキグロタマツメタヤ及びアルゼンチンアリの被害の程度はパブリックコメント版26ページ及び27ページに記述されています。	
4	1	1	4	8	8	環境省における海の市民調査の位置づけを明確にすべき	海のデータは不足しており、今後も専門家だけでは手が足りない。現在海において市民調査を行っている主体からデータを得て、また一般市民が将来的に海の調査ができるようになるよう教育すべき。海は陸よりもデータが不足している。	ご指摘いただいた点と該当箇所が不明のため、原案通りとさせていただきますが、頂いたご意見は今後の施策の参考にさせていただきます。	
5	1	1	4	10	10	マングースだけではなく他の例もあげるべき。サキグロタマツメタヤアルゼンチンアリなどすでに多くの地域で被害が発生しているものについて被害の程度を示すべき	現状を知ることが必要。そのうえで、外来種への対策は持ち込まないことが最も有効であるので、被害を拡大させないことが大切。現場でそれを徹底させること。	ご指摘のサキグロタマツメタヤ及びアルゼンチンアリの被害の程度はパブリックコメント版26ページ及び27ページに記述されています。	
6	1	1	1	10	10	エコロジカルフットプリントの高い資源依存をつづけるのであれば原産国の自然を破壊しない貿易、漁獲、自然再生等に関する方策についての進捗を、ミレニアム開発目標との関連性を踏まえて示すべきである。	日本は、エコロジカルフットプリントの高い資源依存をつづけており、原産国の自然を破壊しない貿易、漁獲、自然再生等に関する方策についての進捗などを、ミレニアム開発目標との関連性を踏まえて示すべきである。また、自然資源の国内調達（いわゆる地産地消）についての取り組みについても触れるべきである。	世界平均に比べて日本のエコロジカル・フットプリントが高い事と持続可能な資源調達に関する施策の進捗については既に本文中で示しています。ご指摘を踏まえ、パブリックコメント版11ページ2行目に下記の通り一文を追加しました。「こうした取組はミレニアム開発目標の達成のためにも重要です。」	○
7	1	1	1	10	36	日本の基準は、木材産出国で合法でも国際的には持続可能性に問題があると判断される例を排除できていない。日本はこのような問題のある木材製品の輸入大国であり、この課題について記載すべきである。	NGOによりインドネシア、マレーシア産の木材・木材製品の購入に対して批判があり、一部の企業では自主的に調達基準を設け、これらを排除する動きがある。欧州・米国・豪州には違法伐採木材の輸入を禁じる法律があり、その基準を満たさないものは輸入できないため、規制が緩い日本が輸出先となっている。他国の生物多様性保全の観点で、率先して基準の強化を進めるべきと考える。	パブリックコメント版10ページでは木材貿易に伴う課題について記述しています。我が国では本文中に記入した通り違法伐採対策をすすめており、ご指摘は今後の施策の参考にさせていただきます。なお、欧州・米国・豪州においても、輸入時点における木材の合法性や持続可能性に関する確認は行なわれておりません。	
8	1	1	1	10	28-35	環境総合研究推進費S-9の成果として、森林面積フットプリントが記載されているが、当該研究の担当者として、生物多様性フットプリントで計算した最新の結果への変更をお願いしたい。	添付ファイルのように、森林フットプリントではなく、生物多様性フットプリントで木材貿易を評価した場合に、中国や日本が熱帯諸国へ与えている影響が顕著となり、報告書の内容によりふさわしいと考えられる。（念のため、英語と日本語それぞれの図を作成した）	本報告書は、我が国が他国に与える影響を必要以上に強調することを目的とするものではありませんが、生物多様性フットプリントによる計算結果であることを記述するため、パブリックコメント版10ページ28行目を以下のとおり修正し、図を差し替えます。 「環境省が環境研究総合推進費で国内の研究者とともに2011年から実施している「アジア規模での生物多様性観測・予測・評価に関する総合的研究」（詳細は付属書1参照）では、家具と燃材以外の主な木材製品（用材丸太、挽立材、木材パネル、木材パルプ、リサイクルを差し引いた紙及び板紙）の生産国と最終消費国の貿易関係の推定結果（Kastner et al. 2011）をもとに、世界の森林消失の分布データと陸生脊椎動物（ほ乳類、鳥類、は虫類、両生類）の絶滅危惧種の分布データを加え、2000年から2005年の間に生産国で発生する生物多様性フットプリント（絶滅危惧種に対するインパクトスコア）生産国で伐採される森林の面積を求めました（図1-1-1）。近年我が国が東南アジアから輸入する木材は大幅に減少し、また東南アジアにおける森林保全等の取組も大きく前進してきていることから、本研究の結果が現状を正確に反映しているかは更なる検討が必要ですが、研究対象となった期間においては、また、各国の森林管理状況を考慮せずに森林面積フットプリントに応じて生物多様性へのインパクトについて評価したところ、アメリカ、中国と、EU諸国等に並んで日本が木材輸入に伴って木材の生産国（特に熱帯の生物多様性林）に大きな影響を与えている可能性があることが示唆されました。」	○

生物多様性条約第5回国別報告書（案）に対するパブリックコメントへの回答

※本表において、「国家戦略」は「生物多様性国家戦略2012-2020」を指す。
 ※本表におけるページ及び行は、特に記載のない限り、パブリックコメント版のものを指す。
 ※下線部分は追記箇所、取消線部分は削除箇所を示す。

No.	章	節	項	ページ	行	意見	理由	対応	修正あり(○)
9	1	1	1	11	1	日本での先進事例として、企業とNGOからなる「持続可能な紙利用のためのコンソーシアム」設立、企業と生物多様性イニシアティブにおける「原材料調達ガイドラインの検討」を記載すべきである。	民間企業の生物多様性保全の取り組みを積極的に推進するため、また、他国への日本での取り組み事例の紹介のため、先進的な取り組みは積極的に記載すべきと考える。	ご指摘を踏まえ、パブリックコメント版11ページ1行目に以下の通り追記しました。 「これらを受けて民間企業においても、『持続可能な紙利用のためのコンソーシアム』発足・参画や独自の木材調達ガイドラインや紙製品調達ガイドラインの作成など、自主的に生物多様性に配慮している取組も見られます。」	○
10	1	1	1	11	2	森林資源に由来する産物に関わる生物多様性への配慮に関しては、「木材調達ガイドライン」のみでなく「紙製品調達ガイドライン」についても言及すべきである。	林産物調達において多くの民間企業は木材よりも紙製品が主となり、そのような企業は紙利用に関わるガイドラインを策定するケースが増えている。こうした現状を踏まえ、「紙製品調達ガイドライン」という言葉も併せて言及すべきである。	ご指摘を踏まえ、パブリックコメント版11ページ1行目に以下の通り追記しました。 「これらを受けて民間企業においても、『持続可能な紙利用のためのコンソーシアム』発足・参画や独自の木材調達ガイドラインや紙製品調達ガイドラインの作成など、自主的に生物多様性に配慮している取組も見られます。」	○
11	1	1	1	11	9	漁獲規制値を超える輸入量がある場合など、実効性に課題がある旨を記載すべきである。	違法漁業を積極的に排除するため、課題を明記すべきと考える。	ご指摘を踏まえ、パブリックコメント版11ページ8行目に以下の通り追記しました。 「違法な漁業の拡大や」	○
12	1	1	1	11	1-2	生物多様性に配慮した紙の利用を社会全体に拡大・浸透させることを目的に、先進的な取り組みを行う企業が集まった「持続可能な紙に利用のためのコンソーシアム」の発足（2013年11月14日）の紹介を提案します。	個々の企業による調達ガイドラインの作成などの取り組みも、生物多様性の保全にとって大きな進展ですが、当コンソーシアムのように、生物多様性に配慮した持続可能な紙の使用を積極的に推進する企業が集まって、イニシアティブをとりながら社会を変えていこうという動きは、さらに一段進んだ取り組みと言えます。	ご指摘を踏まえ、パブリックコメント版11ページ1行目に以下の通り追記しました。 「これらを受けて民間企業においても、『持続可能な紙利用のためのコンソーシアム』発足・参画や独自の木材調達ガイドラインや紙製品調達ガイドラインの作成など、自主的に生物多様性に配慮している取組も見られます。」	○
13	1	1	1	12	4	経済価値評価については、普及および標準化に課題がある旨を記載すべきである。	民間企業の生物多様性保全の取り組みを加速するために、標準化された経済価値評価が制定され、普及されることが有効であるため、課題を明記すべきと考える。	ご指摘を踏まえ、パブリックコメント版12ページ18行目に以下の通り追記しました。 「生物多様性の価値や生態系サービスの機能については未解明な部分が多く、さらなる科学的なデータの整備や評価手法の技術的な向上が求められていますが、こうした課題も含めて各主体が自ら経済価値評価を実施する際に必要な情報を収集・発信していきます。」	○
14	1	1	2	14	9-10	9行目を「近年、一部地域で、生態系に配慮した農地や水路の整備、また有機農業や冬期湛水のような農法が進められるようになっていきます。」と変更してください。	近年、生態系に配慮した取り組みは一部の地域で農地や水路整備の一部分に対して行われるようになりましたが、その他の多くの地域では経済性や効率性を優先した農地や水路の整備が行われています。これによる生物多様性の損失の大きさに比べ、本文にある生態系に配慮した取り組みによる回復は規模も小さく実施例も限られているので、「一部地域で」を加筆してください。	ご指摘を踏まえ、パブリックコメント版14ページ9行目に以下の通り追記しました。 「近年では生態系に配慮した農地や水路の整備、また近年では一部の地域において有機農業や冬期湛水のような農法」	○
15	1	1	2	16	2	礁斜面におけるサンゴ群集が占める面積について大規模かつ定期的なモニタリングデータが十分集まっていない課題を記載すべきである。	日本には裾礁が多く、礁池はサンゴ礁の一部に過ぎない。礁斜面でのサンゴ群集被度も重要な指標となるため、データ不足への対応として民間活用も含めて調査拡大を進めるべきであるため、取り組みの加速を図るべくこの課題について記載すべきと考える。	国別報告書は生物多様性条約の実施に関する施策の進捗状況の概要を報告するものであり、量的制約もあることから個別事業の具体的な課題を全て報告することは困難ですが、頂いたご意見は今後の施策の参考にさせていただきます。	
16	1	1	2	17	14	移植の失敗事例が含まれている	「里海」、「再生」、「創生」された状態が何をさすか、その成否が明確でないまま成果ははかられている。成否をはかるクライテリアを設けると良い	ご指摘頂いた点と国別報告書案との該当箇所が不明のため、原案通りとさせていただきます。生物多様性国家戦略2012-2020第一部の点検案に対しても同様の意見を頂いており、該当箇所がないが、今後の取組の参考とする旨回答しています。	
17	1	1	2	18	14	海生哺乳類と貝類を除く海洋生物の情報が不足している課題を記載すべきである。	日本は海に囲まれた海洋国家であるにも関わらず、海洋生物の情報が十分に得られておらず、どの種が絶滅の危機にあるかは十分に検証できていない。しかしながら、沿岸域での生息地の破壊等の生物多様性への影響は継続しているため、早急に対応すべきであり、記載すべきと考える。	ご指摘頂いた課題も踏まえ、海洋の希少な生物の情報整備を図るために、パブリックコメント版79ページに書かれている海洋生物のレッドリスト作成に関する取組を進めているところです。	
18	1	1	2	19		開発事業への対応が、環境影響評価手続きによる「環境保全の適切な配慮」では、埋立て事業によって生物多様性を失ってきた状況と、今後も何ら変わらない。	進行中の埋立事業のあり方を根本的に見直し、今後、生物多様性を明らかに損失する埋立計画を中止していかなければ、この指標の損失の傾向は改善されず、愛知目標の目標10「サンゴ礁や脆弱な生態系を悪化させる複合的な人為的圧力を最小化し、健全性と機能を維持する」ことに貢献できるものにもならない。加えて環境影響評価手続きの対象とならない小規模な港湾や海岸整備、海砂採取等が自然海岸を減少させてきたことへの対応も不可欠である。したがって、生物多様性の保全上重要な海域にある開発計画・行為に対して、保護区の設定だけでは調整困難になるため、まずは埋立など開発計画・行為を見直し・中止する強制力をもった調停等や制度などの手立てが必要である。	頂いたご意見は今後の施策の参考にさせていただきます。	
19	1	1	2	21	16	福島県と周辺の放射線による生態系影響について報告すべき。また、長期モニタリングが世界的にも感心の高い事業であると思われるが、そのような施策を検討している状況を報告すべきである。	放射性物質に関する懸念の記述があるが、各学会等でもその現状は、学術的にも報告されていることから現状報告をしておくべきと考える。	ご指摘のあった放射線による生態系への影響については、パブリックコメント版44ページ40行目に野生動物植物のモニタリングについて記述しています。	
20	1	1	2	21	13-19	原発事故の影響について述べるのであれば、巨大防潮堤、復旧道路、農地復旧などの復旧復興事業に伴う自然環境への影響についても懸念されていることを記載すべき。	自然環境が復元してきた状況とそれに対するもっとも懸念される危機として開発問題があることが現実として生じているので事実として記載し、きちんとモニタリングしていくべきことを他の記載と同様に挙げるべき	当該箇所は東日本大震災による自然環境への影響について焦点を当てているところです。一方で、復旧事業に伴う自然環境への影響も含めて生態系のモニタリングを進めており、量的制約もあることから個別の課題全てを報告することは困難ですが、頂いたご意見は今後の施策の参考にさせていただきます。	
21	1	1	3	22	4	第2の危機はGBOなどには言及のない、日本的な危機のとらえ方・取り組みであるため、国際的な報告書としてはわかりにくい。二次自然の定義、なぜ保全の必要性が国として認められるのか、集約的な労働と対価が見合うかどうかの説明が必要である。	第2の危機の4行程度の記述では、日本の現状は、分かりにくい。二次自然の定義、なぜ保全の必要性が国として認められるのか、集約的な労働と対価が見合うかどうかの説明が必要である。	ご指摘のあった第2の危機については生物多様性国家戦略2012-2020について詳しく説明されているところであり、1.3において「これらの危機の詳細については第4回国別報告書及び生物多様性国家戦略2012-2020においても紹介しています」と記述しています。	
22	1	1	3	22	10	第3の危機は自然資源の海外依存度が高い国として、外来種対策についてより一層の高い認識が必要である。改正外来生物法の意義と、国内外来種（自然生息域を越えた移動）対策、すでに定着した外来種の駆除、交雑種対策、地方自治体の取り組み、生態学会の取り組み（国内ワースト100）などについて言及すべきである。	日本は、外来生物法を作り、先進国の中でも積極的に対応しているところであり、これまで取り組んできたことをしっかり記述すべきである。	外来種に関する取組は25, 26, 27, 40, 43, 74及び75ページを中心に記載されており、その中で改正外来生物法や外来種の駆除等の取組について言及しています。	

生物多様性条約第5回国別報告書（案）に対するパブリックコメントへの回答

※本表において、「国家戦略」は「生物多様性国家戦略2012-2020」を指す。
 ※本表におけるページ及び行は、特に記載のない限り、パブリックコメント版のものを指す。
 ※下線部分は追記箇所、取消線部分は削除箇所を示す。

No.	章	節	項	ページ	行	意見	理由	対応	修文あり(○)
23	1	1	3	22	25	気候変動に関する項目では、熱帯・亜熱帯に生息する媒介（保菌）生物の侵入（第3の危機とも関連）について詳しく報告すべきである。	気候変動に関する項目では、熱帯・亜熱帯に生息する媒介（保菌）生物の侵入について詳細に報告すべきである。（例：ウエストナイル熱とイエカ類、ダニ類、鳥など；重症熱性血小板減少症とマダニなど；ライム病とネズミ、野鳥など；黄熱病、デング熱とネッタイシマカ、ヒトスジシマカなど）。	ご指摘のあった第4の危機については生物多様性国家戦略2012-2020について感染症媒介生物の分布域の拡大等の人間生活や社会経済への影響について詳しく説明されているところであり、1.3において「これらの危機の詳細については第4回国別報告書及び生物多様性国家戦略2012-2020においても紹介しています」と記述しているところ。現在、気候変動による影響への対処（適応）の観点から、中央環境審議会地球環境部会気候変動影響評価等小委員会において、気候変動が日本にあたる影響及びリスクの評価について審議を進めています。この中で、気候変動による自然生態系への影響についても審議を行っており、今後、同小委員会において新たな知見が得られた際には、あらためて報告していきます。	
24	1	1	4	24	20	生態系サービスへの影響をより包括的に記入すべき。ウナギ・淡水魚などの漁業資源の枯渇による漁業の崩壊や、里地生態系の衰退による文化的題材の消滅（秋の七草など）、都市開発による環境教育の場の不足など。	引用すべき文献が多く列挙しきれない。日本自然保護協会からは『市民が五感でとらえた地域の「生物多様性」と「生態系サービス」モニタリングレポート2010.』を刊行している。	生態系サービスへの影響は多岐にわたるため、量的制約もあることから全ての事例について包括的に記述することは難しく、ここまで生物多様性国家戦略2012-2020にも挙げられている事例を紹介しました。	
25	1	1	4	25	10	外来種の紹介例が少なく和名でしか示されていないが学名を明記すべきである。また、改訂外来生物法に関する説明が必要である。	個別の種名については、学名を併記すべきである。昨年、外来生物法が改正され、交雑個体も対象になったことから、改正外来生物法の説明も必要である。	ご指摘を踏まえ、生物多様性条約事務局に提出する際に種名には可能な限り学名を明記します。また、外来生物法の改正についてはパブリックコメント版40ページの24行目で説明しています。	
26	1	1	4	25		マングースだけではなく他の例もあげるべき。サキグロタマツメタやアルゼンチンアリなどすでに多くの地域で被害が発生しているものについて被害の程度を示すべき	現状を知ることが必要。そのうえで、外来種への対策は持ち込まないことが最も有効であるので、被害を拡大させないことが大切。現場でそれを徹底させること。	ご指摘のサキグロタマツメタガイ及びアルゼンチンアリの被害の程度はパブリックコメント版26ページ及び27ページに記述されています。	
27	1	1	4	28		マングースだけではなく他の例もあげるべき。サキグロタマツメタやアルゼンチンアリなどすでに多くの地域で被害が発生しているものについて被害の程度を示すべき	現状を知ることが必要。そのうえで、外来種への対策は持ち込まないことが最も有効であるので、被害を拡大させないことが大切。現場でそれを徹底させること。	ご指摘のサキグロタマツメタガイ及びアルゼンチンアリの被害の程度はパブリックコメント版26ページ及び27ページに記述されています。	
28	1	1		29		海のレッドリストは環境省だけで作ってもダメ	水産庁とデータを共有すること	パブリックコメント版79ページに書かれている海洋生物のレッドリストについては水産庁とも協力しながら作成しているところです。	
29	1	1	5	32		(5)第1の危機（開発など人間活動による危機）を追加してください。	生物多様性の4つの危機のうち、第1の危機は、まだおさまっていません。農業生物多様性の分野でいえば、日本政府による新しい農業政策により、経済性や効率性を優先した農村農地整備は、今後、ますます増大し、農業、化学肥料の使用による生物多様性の危機も解決しません。	ご指摘頂いた1.5は将来シナリオについてデータがある場合の任意回答項目ですが、第1の危機について将来シナリオ分析結果として紹介できる事例がないため、原案通りとさせていただきます。	
30	2	2	2	34	31	5つの基本戦略のベースにある「自然共生社会における国土の特性に応じたランドデザイン」では、各地域をつなげていくデザインが必要とし、日本の土地利用はモザイク状、各地域区分の配置は地域により異なるが、一つの考え方として、「流域」を基軸として、関連する地域を含む「流域圏」を一つのまとまりとして考えていく。その際、「流域圏内」の人・もの・資源を活用し、健全な水循環や物質循環、生態系を保全・回復、水やエネルギー、食料の持続可能な供給、災害などに対しても強靱な社会を構築、国土の多様性と環境変化への強靱さを担保することを旨とし、各地域区分のつながりを考えていく。	これは国家戦略の記載からの抜粋です。この記載を必ず挿入していただきたい。生物多様性の主流化を進める上で、自然と自然、自然と人など、見えなつながりを表現するためには「流域視点」なくして語れませんし、国家戦略でこの記載をした事は非常に重要であるという認識をするべきです。また図2-2-1の中にも「流域を基軸に考える」という記載が必要で。	ご指摘を踏まえ、パブリックコメント版38ページ3行目に以下の文章を追記しました。 <u>「(4)自然共生社会における国土のランドデザイン</u> <u>生物多様性国家戦略2012-2020では、戦略計画2011-2020に沿った2020年の短期目標及び2050年の長期目標を掲げ、さらに、過去100年の間に破壊してきた国土の生態系を人口が減少に向かう次なる100年をかけて回復するという長期的視点で、将来目指す国土の目標像を「国土のランドデザイン」として示しました。このランドデザインの実現に向け、2020年までの間に取り組むべき国の施策の大きな方向性を基本戦略に掲げ、その基本戦略に沿った具体的な施策を行動計画に掲げています。ランドデザインの詳細については生物多様性国家戦略2012-2020をご参照下さい。」</u>	○
31	2	2	2	36-37	22-	流域も視野にいれた海洋全体の生物多様性の保全と利用のマスタープラン（海洋のあるべき将来像）をまず策定することを本戦略で位置づけること。	日本の海洋全体（浅海域、外洋域）から沿岸や流域といった陸域も含めた総合的な「マスタープラン（海洋の生物多様性保全上のあるべき将来像）」をまず策定することが必要である。生物多様性保全を基礎におく持続可能な自然利用（土地利用・海域利用を含む）について、ゾーニングを伴う計画が必要である。陸域起因の流入物質や、流砂系の総合的な土砂管理も関係するなど、海域の施策にとどまるものではない。このようなマスタープランを枠組みのなかで、各種の利用形態やゾーニングを考慮した海洋保護区を設定する地域、自然再生への取り組みを行う地域など、効果的な配置が決められるべきである。	パブリックコメント版42ページに記述されている海洋生物多様性保全戦略は、海洋における生物多様性の保全と持続可能な利用を目的に2011年3月に策定された戦略です。また、生物多様性国家戦略2012-2020では国土のランドデザインの中で流域圏に着目して各自然環境をつないでいくことが述べられています。頂いたご指摘は今後の参考にさせていただきます。	
32	2	2	2	39	31-36	IPBESへの貢献についての具体的な事例を示すべきである。	重要な学術的貢献者であるべき博物館、植物園、動物園など、大学・研究所以外の専門機関について政府と連携がとれていないのであれば、GTI、GSPCなどの生物多様性条約下の学術関連プログラムが実施されていないと思われる。愛知目標Eとの関連でより包括的な学術関係者と連携をとって具体的な貢献予定を2014年次の中間的な報告として盛り込むべきである。	ご指摘のIPBESへの我が国の貢献については、パブリックコメント版90ページの13行目から具体的に書かれています。	
33	2	2		42		MPA8.3%という政府の見解を見直し、生物多様性保全を目的とするMPA制度を再構築すべきである。	政府の主張するMPAの根拠となる法律の多くが、生物多様性保全を主目的としていない。政府の主張するMPAのうち、大きな割合を占める海洋水産資源開発促進法や漁業法に基づく海域は、生物多様性の保全を主目的とするものではなく、水産対象種しか考慮しておらず、真に生物多様性保全に貢献しているとは言えない。生物多様性の保全は、水産対象種を含むすべての生物とそれを取り巻く環境からなる生態系を対象とするものである。裏返して言えば、生物多様性保全を維持することによって水産対象種も確保される。政府の主張するMPAの大半が、生物多様性保全を目的としていない区域であるばかりでなく、MPAの目的、範囲や規制内容とその期間、手法が明確になっていない場合が多い。MPAの設定にあたっては、これらを明確にする必要がある。生物多様性や自然環境を保全するには、海域の生態系全体を視野に入れなければならない。生物多様性の保全を目的とした法律に基づく地域と、生物多様性の保全を目的としていない法律に基づく地域を同列に並べ、それを根拠にMPAが8.3%存在すると言うのは無理がある。現行の制度下でMPA8.3%が確保されているという見解を見直すべきである。参照：日本の海洋保護区のあり方～生物多様性保全をすすめるために～（日本自然保護協会、2012）	ご指摘のページには海洋保護区に関する記述はありませんが、頂いたご意見は今後の施策の参考にさせていただきます。	

生物多様性条約第5回国別報告書（案）に対するパブリックコメントへの回答

※本表において、「国家戦略」は「生物多様性国家戦略2012-2020」を指す。
 ※本表におけるページ及び行は、特に記載のない限り、パブリックコメント版のものを指す。
 ※下線部分は追記箇所、取消線部分は削除箇所を示す。

No.	章	節	項	ページ	行	意見	理由	対応	修正あり (○)
34	2	2	4	44	17	東日本大震災からの復興に当たって、東北大学生態適応グローバルCOE、NPO 法人田んぼ、NPO 法人森は海の恋人、NPO 法人環境会議所東北及びNPO 法人サステナブル・ソリューションズ～小さな渦を育てる社～が構成団体となり、東北本来が持つ自然からの恵みによる営みの再生を考えた「海と田んぼからのグリーン復興プロジェクト」に取り組んでいます。この活動からも「グリーン復興」の命名に繋がっています。	中央環境審議会自然環境部会資料3-2「三陸地域の自然公園等を活用した復興の考え方（答申）」平成24年3月の記載に加筆してありますのでご確認ください。実態として東北大学に確認をした上で環境省が命名した経緯がありますし、全セクターが主体的に取り組む活動こそ「グリーン復興」の名称に相応しいものでもあります。	ご指摘を踏まえ、パブリックコメント版44ページ38行目に下記の一文を追加しました。 「また、企業や民間団体が生物多様性に配慮した復興を自ら進めることを目的として、東北大学を中心に立ち上げられた「海と田んぼからのグリーン復興プロジェクト」が進められています。」	○
35	2	2	4	50	6	これは、UNDB-J委員団体の一般社団法人CEPAジャパンから、もっと身近に生物多様性を日常の暮らしから感じる事ができるように提案された考え方で、九州大学の矢原徹一教授が監修するものです。	環境省では3つの取組みを提唱し能動的に宣言を記載させるツールを使用していましたが、それでは国民一般に理解されていない「生物多様性の主流化」つまり日常の暮らしから生物多様性を自分ごと化する国民が増えた状態には届かないと考え、CEPAジャパンとして民間から具体的に環境省に提案したから出来たものであるからです。	ご指摘のMY行動宣言に関する取組実施については、CEPAジャパンが重要な役割を果たしたものと理解していますが、量的制約もあることから全ての事業について記述することは困難であり、ここでは、UNDB-Jの取組として紹介したものです。	
36	2	2	4	51	15	さらに、5つのアクションに基づいた活動を全国から収集して紹介することで、全国各地で生物多様性の主流化が推進し、多くの国民が参加できる自走する国民運動を目指して、2013年度からは「生物多様性アクション大賞」（主催：生物多様性アクション大賞実行委員会「UNDB-J、一般財団法人セブンイレブン記念財団、一般社団法人CEPAジャパン」）を多くの企業協賛を獲得して開催し、自治体、企業、NPOなどから100を超える多くの活動から応募がありました。さらに一次審査を通過した全ての活動をウェブサイト「いきものぐらし」 http://5actions.jp で公表して国民が共有できる仕組みになっています。	UNDB-Jの課題である企業の参画を基本ツールであるMY行動宣言5つのアクションを活用する事で推進しており、2014年度からはUNDB-Jの単独主催事業となるUNDB-Jとしても重要な施策のひとつとなるため、またCOP12でも国内事例として発表予定の重要なコンテンツであるため、必ず記載していただきたくお願い致します。	ご指摘を踏まえ、パブリックコメント版51ページ15行目に下記の一文を追加しました。 「また、MY行動宣言を参考に5つのアクションに即した活動を表彰する「生物多様性アクション大賞」の実施や関連する活動のウェブサイトでの紹介など、MY行動宣言を活用した生物多様性の主流化の取組も進められています。」	○
37	2	2	4	52	5	先進的な取り組みとして、企業と生物多様性イニシアチブが作成する各種ガイドライン、いきもの共生事業所推進協議会設立および認証事業開始について記載すべきである。	民間企業の生物多様性保全の取り組みを積極的に推進するため、また、他国への日本での取り組み事例の紹介のため、先進的な取り組みは積極的に記載すべきと考える。	ご指摘を踏まえ、パブリックコメント版52ページ21行目に下記の一文を追加しました。 「また、国際的視点から生物多様性保全に関する共同研究を行い、その結果を企業の取組に反映させ、生物多様性の保全に貢献する取組を進めることを目的に「企業と生物多様性イニシアチブ（JBIB）」が立ち上げられ、「生きもの共生事業所推進ツール」の開発やこれに即した取組の認証（いきもの共生事業所推進協議会により実施）などの生物多様性に配慮した事業活動を進めるため取組を進めています。」	○
38	2	2	4	52	5	生物多様性に配慮した社有地の管理について、企業と生物多様性イニシアチブ（JBIB）が開発した「いきもの共生事業所推進ガイドライン」を学び活用する事業者が90社を超えた。また、このガイドラインに基づく「いきもの共生事業所認証（都市・SC版）」の第1号として11サイトが認定された。	生物多様性国家戦略2012-2020において、以下のように紹介されたツールについて、具体的な進展があったため。国家戦略の77ページ「生物多様性に配慮した社有地の管理（企業と生物多様性イニシアチブ（JBIB）が開発した「生きもの共生事業所推進ツール」の活用等）・・・」	ご指摘を踏まえ、パブリックコメント版52ページ21行目に下記の一文を追加しました。 「また、国際的視点から生物多様性保全に関する共同研究を行い、その結果を企業の取組に反映させ、生物多様性の保全に貢献する取組を進めることを目的に「企業と生物多様性イニシアチブ（JBIB）」が立ち上げられ、「生きもの共生事業所推進ツール」の開発やこれに即した取組の認証（いきもの共生事業所推進協議会により実施）などの生物多様性に配慮した事業活動を進めるため取組を進めています。」	○
39	2	2	4	52	12-21	生物多様性に配慮した紙の利用を社会全体に拡大・浸透させることを目的に、先進的な取り組みを行う企業が集まった「持続可能な紙に利用のためのコンソーシアム」の発足（2013年11月14日）の紹介を提案します。	これまで日本国内では、環境に配慮した紙といえば、再生紙の使用が中心で生物多様性には必ずしも十分に配慮されていませんでした。生物多様性に配慮した持続可能な紙の使用を積極的に推進する国内の大手ユーザー企業が集まって、自社のみならず社会を変えていこうとする本コンソーシアムの動きは、他の国内企業をリードするものとして、国内企業による生物多様性の保全に大きく貢献するものと考えます。	ご指摘のコンソーシアム発足については、パブリックコメント版11ページ1行目に以下の通り追記しました。 「これらを受けて民間企業においても、「持続可能な紙利用のためのコンソーシアム」発足・参画や独自の木材調達ガイドラインや紙製品調達ガイドラインの作成などし、自主的に生物多様性に配慮している取組も見られます。」	○
40	2	2	4	52	12-21	「一般社団法人 企業と生物多様性イニシアチブ（JBIB）」の取り組みや、JBIB会員企業によって先進的な取り組みが行われていることを紹介することを提案します。	JBIBは生物多様性に関する取り組みへの意欲の高い企業が集まり、2008年4月に発足しました（現在の会員数は54企業にのびます）。以降、生物多様性に関して、国際的な視点に立った共同研究を行い、生物多様性に配慮した敷地管理のやり方を示した「いきもの共生事業所推進ガイドライン」や、生物多様性に配慮した水管理の考え方を整理した「生物多様性に配慮した企業の水管理ガイド」など、企業が実際に生物多様性に配慮した取り組みを行うために役に立つツールやガイドラインを作成し、国内外に情報発信してきました。現在も上記の他、事業と生物多様性の関係性評価や、生物多様性に配慮した原材料調達や森づくりに関する研究開発を進めています。 このようなJBIB会員企業によるイニシアチブは、国内企業による生物多様性の保全のやり方の1つの方向性を示しており、生物多様性保全の取組を広く普及させるために重要な役割を担っていると云えます。また、WBCSDの報告書の中で紹介されるなど、国際的にも認知されています。 実際にJBIB会員の中から、生物多様性の保全に関する先進的な取り組みを行う企業が多数出ており、JBIBの実質的な活動が、会員企業の取り組みを後押し、ひいては、国内企業による生物多様性の保全に大きく貢献しているといえます。JBIBのこのような企業の集まりによるイニシアチブの例は世界的にも珍しく、日本からは是非発信していただきたいと思えます。	ご指摘を踏まえ、パブリックコメント版52ページ21行目に下記の一文を追加しました。 「また、国際的視点から生物多様性保全に関する共同研究を行い、その結果を企業の取組に反映させ、生物多様性の保全に貢献する取組を進めることを目的に「企業と生物多様性イニシアチブ（JBIB）」が立ち上げられ、「生きもの共生事業所推進ツール」の開発やこれに即した取組の認証（いきもの共生事業所推進協議会により実施）など生物多様性に配慮した事業活動を進めるための取組を進めています。」	○
41	2	2	4	52	12-21	「一般社団法人いきもの共生事業所推進協議会（ABINC）」の設立と本会によるオフィスビルと商業施設を対象とした認証制度（「いきもの共生事業所®認証」）の開始について、紹介することを提案します。	ABINCは、生物多様性に配慮した敷地管理に関する認証制度を立ち上げ、2014年2月から国内のオフィスビルと商業施設を対象とした認証を開始しました。現在、一般社団法人 企業と生物多様性イニシアチブ（JBIB）が開発した「いきもの共生事業所®推進ガイドライン」および「土地利用通信簿®（都市・SC版）」にのった取り組みをしている、11の施設が認証を取得しています。 本認証制度は、国内の企業による生物多様性に配慮した敷地管理を推進し、ひいては事業所周辺地域の生物多様性の保全に大きく貢献するものと考えられます。	ご指摘を踏まえ、パブリックコメント版52ページ21行目に下記の一文を追加しました。 「また、国際的視点から生物多様性保全に関する共同研究を行い、その結果を企業の取組に反映させ、生物多様性の保全に貢献する取組を進めることを目的に「企業と生物多様性イニシアチブ（JBIB）」が立ち上げられ、「生きもの共生事業所推進ツール」の開発やこれに即した取組の認証（いきもの共生事業所推進協議会により実施）など生物多様性に配慮した事業活動を進めるための取組を進めています。」	○

生物多様性条約第5回国別報告書(案)に対するパブリックコメントへの回答

※本表において、「国家戦略」は「生物多様性国家戦略2012-2020」を指す。
 ※本表におけるページ及び行は、特に記載のない限り、パブリックコメント版のものを指す。
 ※下線部分は追記箇所、取消線部分は削除箇所を示す。

No.	章	節	項	ページ	行	意見	理由	対応	修文あり(○)
42	2	2	4	52	12-21	三井住友海上火災保険株式会社が、企業と生物多様性に関する情報発信の場として2007年から毎年継続して開催しているシンポジウム「企業が語るいきものがたり」を紹介することを提案します。	三井住友海上火災保険株式会社が開催しているシンポジウム「企業が語るいきものがたり」は今年で7年目になります(2014年2月25日に第7回目が開催されます)。参加者はこれまでに、のべ1,500名を超えています。毎年、企業による生物多様性の保全に関する最新情報を発信し続けており、企業と生物多様性に関する情報共有の場としての大きな役割を担っていると考えます。	ご指摘を踏まえ、パブリックコメント版52ページ12行目に下記の一文を追加しました。 「その他にも、企業の生物多様性に関する取組を推進するためのイベントの開催など、事業者の様々な取組が進められています。」	○
43	2	2	4	52	12-21	紙・木材やパーム油、魚介類などの生物由来の原材料を、生物多様性に配慮した持続可能なやりかたで調達するための方針や基準を策定する企業が出てきていることを紹介することを提案します。	企業活動の中でも生物多様性との関係が大きい原材料調達に関して、企業が生物多様性に配慮することを条件として定めることは、生物多様性の保全にとって非常に大きな意味を持ちます。グローバルに事業を展開する日本企業の中に、特に生物多様性と関係性が深い原材料(紙、木材、パーム油、紅茶、魚介類など)の調達に関して、このような方針や基準を策定する企業が出てきたことは、世界の生物多様性の保全にとって大きな前進だと考えます。	パブリックコメント版11ページ1行目において紙や木材等の調達における企業の自主的な取組について紹介しています。	
44	2	2	4	52	22-30	事業者の認識を明確化するためにも「サプライチェーン」という言葉を使うべきである。	事業者として原材料の調達面から責任を持ち、原材料の原産国、中間・流通・製造・小売事業者全てのサプライチェーンを含め、生物多様性に配慮した持続可能な生物資源の管理が必要であると考え、サプライチェーン全体で取り組むことである、という認識を深める必要がある。	ご指摘を踏まえ、パブリックコメント版52ページ24行目を以下の通り修正しました、「例えば、森林経営・林産物の管理と流通に関するFSC…などによるサプライチェーンに着目した取組が進められています。」	○
45	2	2	4	55	1	タイトルを「農林水産業の生物多様性指標開発の試み」にしてください。	このプロジェクトは、減農薬、減化学肥料、有機物による土づくりが主体の環境保全型農業にも、生物多様性機能を向上する力があるはずという趣旨で始められた研究開発で、生物多様性の保全・向上に及ぼす効果を確認する指標生物に、主に農業に有用な生物、特に農業害虫の天敵となる昆虫類やクモ類などの捕食者・寄生者を選定して、調査方法や評価方法を定めているものですが、田んぼの生物多様性や、レッドリストの生き物の回復などに役立たせるには、必ずしも十分とは言えません。よって、「試み」にしてください。	農林水産業の生物多様性指標については、ご指摘の不足部分については対象としたものではありませんが、文中に書かれている通り環境保全型農業など生物多様性を重視した農業が生物多様性の保全・向上に及ぼす効果を評価するために開発されたものであり、原案通りとさせていただきます。	
46	2	2	5	61	17	17行目の「生態系を悪化させる人為的圧力等の最小化に向けた取組が進みました。」を「生態系を悪化させる人為的圧力等の最小化に向け、取組をはじめました。」に変更してください。	生物多様性の保全を確保した持続的な農林水産業をはじめ、これらの取組は、一部で始まったばかりです。	ご指摘の箇所は農林水産業の実施のみならず、戦略目標B全体について総括した文書であり、点検結果からも生態系を悪化させる人為的圧力等の最小化に向けた取組は進んだものと考えられるため、原案通りとさせていただきます。	
47	2	2	5	61	23	23行目の「絶滅危惧種の絶滅や減少の防止のほか、農業生産の遺伝資源の保全などの取組が進みました。」を「絶滅危惧種の絶滅や減少の防止のほか、農業生産の遺伝資源の保全などの取組をはじめました。」に変更してください。	農業農村の絶滅危惧種の絶滅や減少の防止の取組は、進んでいません。	ご指摘の箇所農業生産の遺伝資源の保全に関する取組のみならず絶滅危惧種の絶滅や減少の防止などを含めた戦略目標C全体について総括した文書であり、点検結果からも施策は進んだと考えられるため、原案通りとさせていただきます。	
48	2	2	2	61	32	IPBESへの貢献についての具体的な事例を示すべきである。	重要な学術的貢献者であるべき博物館、植物園、動物園など、大学・研究所以外の専門機関について政府と連携がとれていないのであれば、GTI、GSPCなどの生物多様性条約下の学術関連プログラムが実施されていないと思われる。愛知目標Eとの関連でより包括的な学術関係者と連携をとって具体的な貢献予定を2014年次の中間的な報告として盛り込むべきである。	ご指摘のIPBESへの我が国の貢献については、パブリックコメント版90ページの13行目から具体的に書かれています。	
49	3	1	1	62	14	生物多様性に負の影響を与える補助金や税制についての現状・対応状況を記載すべき。相続税が理由でどの程度農地生態系が削減しているかや、国の各種補助金についての影響やその見直し状況をレビューすべき	税制全般については「里山保全の法制度・政策(関東弁護士界連合会著)」などに概説が掲載されている。個別の補助金制度の悪影響については例にいとまがないが、環境保全を目的にした補助金にすら、例えば森林管理・環境保全直接支払制度に基づく新規林道開発や、農地・水保全管理支払交付金に基づく水路のコンクリート水路化など、明らかに生物多様性に悪影響を及ぼすものも含まれている。	現時点で何が負の奨励措置であるか特定できていないことから、生物多様性に負の影響を与える補助金や税制についての現状・対応状況を記載する段階には至っていないと認識しておりますが、奨励措置による生物多様性への影響の考慮や生物多様性に配慮した奨励措置を実施していきます。いただいた御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。	
50	3	3	1	64	3	17行目の「生物多様性に・・・取組を引き続き進めていきます。」を「生物多様性に関する国民理解の増進を図る政府と民間それぞれの取り組みが始まり、連携して実施し始めています。」に変更してください。	環境省、外務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省が行う、生物多様性の広報・教育・普及啓発は、まだあるはずですが、主要行動目標の達成は、これからですが、政府と民間との連携活動を、今後強化するという意味でも、上記の表現がよいと思います。	ご指摘を踏まえ、パブリックコメント版64ページ16行目を以下の通り修正しました。 「生物多様性に関する国民理解の増進を図る取組も実施しており、様々な主体で連携しながら、これらの取組を引き続き進めていきます。」を追加しました。	○
51	3	3	1	65	10	10行目～の記述に、農地・水保全管理支払制度における生態系保全活動や、環境保全型農業支援制度、地方自治体のエコ農業の取組など、実際に行われている「生物多様性に配慮した奨励制度を」記載してください。	生物多様性地域戦略、特定外来生物防除実施計画、緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項、都市の生物多様性指標(素案)、生物多様性保全推進支援事業など環境省所管の事業例は示されていますが、農林水産省でも生物多様性に配慮した奨励措置が実施されている事例を提示するべきです。	生物多様性をより重視した農林水産施策の推進については、パブリックコメント版54ページ19行目の「農林水産省生物多様性戦略」に記載されておりますので、原案通りとさせていただきます。	
52	3	3	1	65	10	10行目～に「国と地方自治体における、国土利用計画や総合計画、都市計画マスタープラン、産業別の振興計画などの、戦略や計画への生物多様性配慮事項の導入について、今後、取組みます。」を追加してください。	愛知目標2の達成のため、国や地方にある、国土利用計画や総合計画、都市計画マスタープラン、産業別の振興計画など多くの戦略や計画のなかに生物多様性配慮事項を入れなければなりません、触れられていません。愛知目標達成のために、今後、取組みを進めることを記載する必要があります。	国土利用計画については既に生物多様性の確保の視点が盛り込まれております。また、生物多様性の配慮事項が盛り込まれた地方自治体における計画策定やそれらの計画に基づく取組に対する支援については、パブリックコメント版65ページに記述しているとおりであり、これらに基づき地方公共団体に取り組んでいただくものと考えますので、原案のとおりとさせていただきます。	
53	3	3	1	65	24	生物多様性保全目的の新規補助事業や、奨励措置の生物多様性保全を目的とした変更など、愛知目標3に向けた進捗状況を具体的に記載すべき。	締約国として、また愛知目標が採択されたCOP10のホスト国として、目標の達成に責任ある対応が望まれる。とくに農業・漁業分野の補助金に関しては、国際交渉の場で環境への影響が議題になっており積極的に取り組むべきである。	生物多様性をより重視した農林水産施策の推進については、パブリックコメント版54ページ19行目の「農林水産省生物多様性戦略」に記載されておりますので、原案通りとさせていただきます。	

生物多様性条約第5回国別報告書(案)に対するパブリックコメントへの回答

※本表において、「国家戦略」は「生物多様性国家戦略2012-2020」を指す。
 ※本表におけるページ及び行は、特に記載のない限り、パブリックコメント版のものを指す。
 ※下線部分は追記箇所、取消線部分は削除箇所を示す。

No.	章	節	項	ページ	行	意見	理由	対応	修正あり(○)
54	3	3	1	65	24	24行目の「奨励措置による生物多様性への影響については、引き続き、考慮してまいります。」を「奨励措置による生物多様性への影響については、必要な改善を行います。」に変更してください。	奨励措置による生物多様性への影響の改善は、愛知目標3の大きな課題の一つです。「引き続き、考慮する。」ではなく、効率化や経済的な効果はあっても生物多様性の損失をもたらす開発奨励措置の存在にふれ、改善をすすめるというべきです。	現時点で何が負の奨励措置であるか特定できていないことから、生物多様性に負の影響を与える補助金や税制についての現状・対応状況を記載する段階には至っていないと認識しておりますが、奨励措置による生物多様性への影響の考慮や生物多様性に配慮した奨励措置を実施してまいります。いただいた御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。	
55	3	3	1	66	9	9行目に「また、事業者による取組を促進するため、国連生物多様性の10年日本委員会や、生物多様性民間参画パートナーシップなどとともに、実施を奨励してまいります。」を追加してください。	事業者の取組を、促進する対応策を示す必要があります。	ご指摘を踏まえ、パブリックコメント66ページ9行目に「事業者による取組を促進するため、引き続き、国連生物多様性の10年日本委員会や生物多様性民間参画パートナーシップなどとの連携を強化してまいります。」を追加しました。	○
56	3	3	1	67	19	19行目～に「今後、農業政策において、田んぼや水路、雑木林などの自然生息地の劣化・分断を減少させる取組を進めてまいります。」を追加してください。	生物多様性地域戦略の策定や重要地域の保全・再生、地方公共団体における都市公園等の整備や特別緑地保全地区等の土地の買入れ、緑地の保全・再生・創出・管理、国有林野における森林の整備・保全のモデルプロジェクト、河川や湿地、道路、沿岸域などの管理における生物多様性の保全・再生や生態系ネットワークの形成などの取組などの事例はあるものの、農業が行われる地域の自然生息地である農村環境への言及がありません。農業が行われる地域では、田んぼや畑、水路や林などが自然生息地です。生物多様性に配慮しないほ場整備や水路改修事業、農薬、化学肥料の使用などが各地で実施されている状況をそのままにして、自然生息地の損失速度が少なくとも半減、また、可能な場合にはゼロに近づくことは困難です。現状は、まだ対応できていないが、今後改善に取り組むと報告すべきです。	ご指摘の農村環境における生物の生息・生育環境の保全などの取組については、パブリックコメント版55ページ3～12行目(生態系ネットワークの保全に向けた整備については69ページ3行目)に記載されておりますので原案通りとさせていただきます。また、農林水産省生物多様性戦略に基づき生物多様性保全をより重視した農林水産施策を総合的に展開しているところであります。	
57	3	3	1	69	11	11行目を「農業環境規範の普及・定着、エコファーマーの認定、冬期湛水、有機農業など環境保全型農業に対する直接支援を実施しています。」に変更してください。	減農薬、減化学肥料、土づくりを進め、環境負荷の低減を目指す環境保全型農業ばかりでなく、冬期湛水、有機農業など生物多様性を向上させる環境保全型農業への支援対策を実施していることを示すことが大切です。	ご指摘を踏まえ、パブリックコメント版69ページ11行目に以下の通り追記しました。 「農業環境規範の普及・定着、エコファーマーの認定、有機農業など環境保全型農業に対する」 なお、冬期湛水については、取組の技術であり、有機農業や環境保全型農業に含まれると考えるため、省かせていただきました。	○
58	3	3	1	69	12	12行目に「生物多様性に配慮した環境保全型農業の実施地では、生物の生息環境の改善が進展しています。」を追加してください。	冬期湛水や有機農業などの実施結果も示す必要があります。	ご指摘のとおり、生物多様性に配慮した環境保全型農業の取組により、ほ場内外の生物が増えたという報告はあるものの、環境保全型農業の取組との因果関係が科学的に不明であるため、原案通りとさせていただきます。	
59	3	3	1	70	1-6	里海という言葉の科学的根拠を明確にすべきである。	今ある自然の海の保全を優先するという原則を明確に示すこと。自然再生や里海の取組によって生物多様性を損なうことがないようにすること。あらゆる施策で、今残された自然の海域を少しでも多く守ることが、まず優先されることである。埋立など開発計画・行為を見直し・中止する強制力をもった調停等や制度などの手立てが必要である。その上で自然が破壊・劣化した海域については自然再生を行うという基本姿勢を明記すべきである。「自然生態系と調和しつつ人手を加えることにより、生物多様性の保全と高い生物生産性が図られている地域を里海と呼ばれている」とある。一般的に「里海」という言葉は「昔からある豊かな海」という意味合いと、「人手を入れている海」の2つの意味合いで使われていることが多いが、読み手に誤解が生じないようにすべきである。「里海」は人により定義が異なり(日本水産学会監修 2010)、様々な解釈がされ、開発行為の代償や、対処療法的な自然再生として行われることも多い。保全の効果も科学的に不明確である。本戦略で、「里海」を取り入れるならば、まずは定義を明確にして、人手を加えることによる効果の科学的根拠を明示し、事例を示すべきである。「里海」と称して保全の効果をとまなわれない対処療法的な取組が推進されないようにしなければならない。	生物多様性国家戦略2012-2020において、里海とは、沿岸域のうち自然生態系と調和しつつ人手を加えることにより、生物多様性の保全と高い生物生産性が図られている地域と定義されています。	
60	3	3	1	71	13	13行目に「また、農業や化学肥料から農業生物多様性を守るため、農業環境規範、エコファーマー、環境保全型農業の普及啓発などを進めています。」を追加してください。	愛知目標8を受けた国別目標:B-3は、水生生物、水質、河川・湖沼内湾などの水域についての対応しか示していません。農業生物多様性の観点では、農業や化学肥料による汚染が、現実問題として深刻です。愛知目標8は、生物多様性を脅かす汚染問題という考え方をしなくてはなりません。国別目標を水質問題に限定していることから、ネオニコチノイド問題などが排除されています。	ご指摘頂いた施策についてはパブリックコメント版69ページに既に記述しているため、原案通りとさせていただきます。	
61	3	3	1	74	1	水際対策と優先すべき保護地域での取り組みが強調されているように見えるが、定着した外来生物の駆除における自治体、研究機関および市民の取り組みは有意であるので、報告書に記述すべきである。	研究機関や自治体でつくられているデータベースの事例なども盛り込むべきである。(例:侵入種データベース(国立環境研究所)、ブルーリスト(北海道);滋賀県で注意すべき外来生物(琵琶湖博物館);生物多様性ハンドブック(千葉県)、日本の侵略的外来種ワースト100(日本生態学会)など)	ご意見を踏まえ、パブリックコメント版74ページ7行目の文章の後に「また、地方公共団体や民間団体による防除の取組も進められており、伊豆沼・内沼で環境省も取組を支援し、オオクチバス対策が進められたことで個体数が減少するなど、成果があがってきている事例もあります。また、北海道ブルーリスト等地域ごとの外来種リストの作成等や外来種に関する条例の制定等も一定の進捗が見られます。」と追記しました。	○
62	3	3	1	74	1	“侵略的外来種の導入または定着を防止するための定着経路の管理について、関係する主体に注意を促し、より効果的な水際対策等について検討し、対策を推進する”について、具体的な「関係する主体」や「水際対策等」について報告すべきである。	外来生物に関する国の検討会において関係省庁の出席を得ているところから、具体的な「関係する主体」や「水際対策等」について報告すべきである。	ご意見を踏まえ、ご指摘の箇所に続く主要行動目標B-4-1、パブリックコメント版74ページ14行目に「リスト掲載種については、定着状況や定着経路等の情報を整理するとともに、非意図的に繰り返し導入されるとみられる特定外来生物については海外での生産段階、流通段階における侵入経路の把握に努め、関係業界等へ協力を呼びかけるなどより具体的な対策を検討してまいります。」と追記しました。	○
63	3	3	1	76	13	石西礁湖の事例のみが記載されているが、他地域での事例の開発・展開・推進に課題がある旨を記載すべきである。	日本は有数のサンゴ礁・サンゴ群集を持つ国であり、関連する自然再生事業も複数ある。愛知目標10の達成年度が2015年と迫っていることから、取り組みを加速するため課題を記載すべきと考える。	ご指摘頂いた点は具体的にどの地域における施策に課題があるか不明のため、原案通りとさせていただきます。	

生物多様性条約第5回国別報告書（案）に対するパブリックコメントへの回答

※本表において、「国家戦略」は「生物多様性国家戦略2012-2020」を指す。
 ※本表におけるページ及び行は、特に記載のない限り、パブリックコメント版のものを指す。
 ※下線部分は追記箇所、取消線部分は削除箇所を示す。

No.	章	節	項	ページ	行	意見	理由	対応	修文あり(○)
64	3	3	1	77		MPA8.3%という政府の見解を見直し、生物多様性保全を目的とするMPA制度を再構築すべきである。	1. 法制度の再整備を行う必要がある。日本の法律のうち、自然公園法、天然記念物（文化財保護法）、自然環境保全地域（自然環境保全法）、鳥獣保護法、種の保存法等が、自然保護や生物多様性の保全を主目的とした法制度であるが、政府の主張するMPA8.3%のうちこれらの法律が占める割合は非常に低い。一方で大きな割合を占めている漁業法と海洋水産資源開発促進法は、水産資源のみを対象としているので、真に生物多様性保全に貢献しているとは言えない。日本政府が、MPA8.3%を主張するのであれば、MPAの根拠となる全ての法律を見直し、その目的に生物多様性の保全が含まれるよう、法改正すべきである。また、海の空間管理に関する法律や実務にも、生物多様性保全の観点を導入し、改善する必要がある。2. 科学的根拠に基づいたMPAの設置を可能とする制度的担保が必要である。MPAの設置にあたって第一に必要なものは、科学的な根拠であるが、政府の主張するMPAには設置にあたる科学的な根拠が示されていない。データに基づいた具体的なMPAの設定と規制が行われるべきである。科学的根拠に基づいたMPAの設定を可能にするためには、法の整備を含めた制度上の担保が必要で、新しいデータの収集や、それに基づく見直しを行う順応的管理の体制が作られるべきである。海の生態系、とくに沿岸海域の生態系は、陸上生態系の大きな影響下にあることから、MPAの設定に必要な科学的データには、沿岸の生態系のみならず、広く流域や海岸の地形・地質・生物群集などの情報を含めて考察すべきである。3. 市民参加を可能とする制度的担保が必要である。政府の主張するMPAは市民参加のもとに決められたものではない。MPAの設定に当たっては、利害関係者や漁業権を有する人のみならず、より広い多くの様々な主体の合意形成を得ることができるような制度が作られる必要がある。	生態系サービスの一つである供給サービスの保全も、生物多様性保全の重要な要素と考えます。生態系サービスの持続可能な利用は、それによって立つ生態系の維持を前提とするものであり、これらの法に基づく水面の埋立、浚渫、海底の改変、採捕に対する規制も、生物多様性の保全に資するものです。なお、8.3%という面積は入手可能な地理情報のみに基づくものです。	
65	3	3	1	77	12-17	保護地域面積についてはどの保護地域を合計した結果として20.3%になったのかを明記すべき。同時に各保護地域の管理効果についてはまったく行われておらず検討する必要があることを明記する。	保護地域の中には指定されてはいるものの全く管理されていない保護地域もあり、各保護地域の管理効果を図った上で本質的にきちんと保護担保されている保護地域だけを本来は保護地域として数値に示すべき。	ベースライン等の整理結果については参考で添付することとしました。	
66	3	3	1	77	19-26	里山、照葉樹林、沿岸・海洋など保護地域のギャップになっている重要な生態系について明記すべき。	愛知目標は単に保護地域の面積を増やすだけでなく質的にも重要な地域が保護担保されている状況を示すべき。	パブリックコメント版78ページ1~2行目に記載のとおり、国立・国定公園総点検事業の結果を踏まえ、ギャップになっている重要な地域について、国立・国定公園の指定を進めています。	
67	3	3	1	77	19-26	保護地域面積については自然公園が最も多く、全体として見た場合に偏っており、日本としてどの自然地域が保護担保されておらず、どの保護地域精度を使って保護しようとしているのか記載すべき。	保護地域の中身や質的な状況がまったくわからない。	ベースライン等の整理結果については参考で添付することとしました。	
68	3	3	1	77	19-26	保護地域のGIS情報は環境省や林野庁の管轄の保護地域に関しては比較的整備されているが、その他の保護地域についてはまったく整備されていないものもあるので、保護管理評価を行う上でもまず、情報整備が必要であることを明記すべき。	20行目にGISデータが得られたものについて・・・とさらりと書かれているが、整備状況について把握している範囲を記載すべき。	ご指摘を踏まえ、パブリックコメント版77ページ17行目について以下のとおり修文します。 「引き続き重要地域の保全のための地域の指定や管理、データ整備を進める必要があります。」	○
69	3	3	1	77	19-26	そもそもこのパラグラフには2015年に予定されている愛知目標中間評価（管理効果に関する評価を行うではないか？）に対してどのように進めようとしていてどこまで作業が進んだのか、課題は何かなどを記載するのではないか？	陸域20.3%、沿岸海洋8.3%としか記載がない。主要行動目標には保全管理の状況を把握するための手法、そのベースライン現状を整理すると記載されていることから記載が不十分である。	ご指摘の箇所は主要行動目標C-1-1にあげられている保全・管理の状況を把握するための手法とそのベースライン及び現状の整理結果を示したものです。ベースライン等の整理結果については参考で添付することとしました。	○
70	3	3	1	78	1	1行目～17行目に「農業が行われる地域では、蕪栗沼周辺水田に引き続いて、円山川周辺水田が主要湿地と連続性のある周辺地域として、ラムサール条約登録湿地に指定されました。今後も、この取組みを進めていきます。」を追加してください。	実績は記載すべきです。	ラムサール条約湿地の指定状況や条約の実施状況については、パブリックコメント版47ページに記述しており、円山川下流域・周辺水田や水田決議について紹介しています。	
71	3	3	1	79	9	9行目に「田んぼ周りの生き物などに拡大している絶滅危惧種の保全の推進に不可欠な知見の集積や、農業関係者を含む各主体間の情報共有及び活用の体制整備を進めていきます。」を追加してください。	レッドリストの改定ばかりではなく、絶滅危惧種の保全の推進に不可欠な知見（絶滅危惧種の生息・生育の現状や減少要因、保全状況、保全手法・技術等）の集積と各主体間の情報共有及び活用の体制整備を推進することが重要です。	79ページの9行目は国別目標C-2の点検結果を総括したものであり、具体的な施策の詳細について記述しているものではないため、原案通りとさせていただきます。頂いたご意見につきましては、今後の業務の参考とさせていただきます。	
72	3	3	1	81	3	3行目に「生物多様性を含めた多面的機能が十分発揮できるよう、ほ場整備事業、水路などの農業施設整備事業などにおいて、計画段階から関係者の合意形成を図りつつ、生息・生育環境の整備を推進していきます。」を追加してください。	絶滅危惧種の絶滅及び減少の防止という、生物多様性の維持、向上に重要な課題解決を進める、主要行動目標C-2-3については、国有林野と、種の保存法への言及だけというのは、実態を反映していません。田んぼ周りの生き物を含めて、絶滅危惧種の絶滅及び減少防止のために必要な対策を推進することに言及してください。	生物多様性の保全を確保した持続的な農林水産業の実施に向けた取組については、パブリックコメント版68ページ18行目の国別目標B-2に記載されておりますので、原案通りとさせていただきます。頂いたご意見につきましては、今後の業務の参考とさせていただきます。	
73	3	3	1	82	13	日本の伝統的知恵の収集について、アイヌ民族や琉球からの事例収集など、里山・里海からより範囲を広げた推進に課題がある旨を記載すべきである。	伝統的知恵を活用した生物多様性保全において、日本にある知見が世界に対して貢献できると考えている。CBDの検討プロセスにおいて、日本のプレゼンスをより高めるためには、上記の取り組みが必要と考える。	ご指摘頂いた課題の内容と該当箇所が不明のため、原案通りとさせていただきます。ご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。	
74	3	3	1	83	1	1行目を「平成24年度には、187万人・団体の参加の下、農地・農業用水等の地域資源の保全管理に係る地域共同活動が実施され、多くの地域で、生きもの調べや生物の生息地整備などの生態系保全活動が行われました。」に変更してください。	本文は、農地・水保全管理支払制度による活動状況を説明しているのだと思いますが、同制度による活動は、生物多様性に寄与するものばかりではありません。活動のうち、生態系保全活動に限定して表記すべきです。また農業の持続的な営みを通じて、農村環境の保全・利用と地域資源活用を図る活動は、環境保全型農業直接支払制度などもあるので、全体像を示してください。	ご指摘を踏まえ、以下の通り修文し、農地・水保全管理支払の活動において、生態系保全の活動を行っていることを明示しました。 「平成24年度には、187万人・団体の参加の下、地域共同による水路の草刈り、泥上げなどの農地・水路等の地域資源の日常管理や生態系保全などの農村環境の向上のための活動等保全管理に係る地域共同活動が実施されています。」	○
75	3	3	1	83	1	1行目に、農業の持続的な営みを通じて、農村環境の保全・利用と地域資源活用を図る活動は、環境保全型農業直接支払制度などもあるので、全体像を示してください。	実際に行われている取組は、もっとあるはずですが。	ご指摘の環境保全型農業直接支払制度などについては、パブリックコメント版69ページ11行目に記載されておりますので原案通りとさせていただきます。	

生物多様性条約第5回国別報告書（案）に対するパブリックコメントへの回答

※本表において、「国家戦略」は「生物多様性国家戦略2012-2020」を指す。
 ※本表におけるページ及び行は、特に記載のない限り、パブリックコメント版のものを指す。
 ※下線部分は追記箇所、取消線部分は削除箇所を示す。

No.	章	節	項	ページ	行	意見	理由	対応	修正あり (○)
76	3	3	1	84	15-21	自然再生推進法に基づく回復実績については、近年改変された国土面積に対する比率でも示すべき。また、気候変動に対応できる垂直・緯度方向への再生実績や、取り組みを支援する補助金額推移等についても概説すべき。	目標15が「劣化した生態系の15%以上」という数値目標となっているため、その評価が可能な形で実績を示すべきである。	該当箇所であげたデータは、生物多様性国家戦略2012-2020の中で関連指標群としてあげたものから取り上げています。頂いたご指摘は今後の指標見直し等の参考にさせていただきます。	
77	3	3	1	87	20	20行目に「最初の総合的な点検作業は、市民参加は求めませんが、今後の点検作業には、配慮していきます。」を追加してください。	愛知目標17は、参加型の改定生物多様性国家戦略及び行動計画を策定し、政策手段として採用し、実施することを求めています。最初の総合的な点検作業に、市民参加がありませんでした。計画・実施・点検・評価（PDCA）が導入されなければならないのに、市民参加があったのは、計画の一部だけでした。点検がなければ、参加型とはいえません。進捗管理に市民参加が必要です。	点検作業にはパブリックコメント等を通じて意見聴取させて頂いていますし、該当箇所は生物多様性国家戦略の策定、改定及びその実施に係る記載であるため、原案通りとさせていただきます。頂きましたご意見につきましては、今後の業務の参考とさせていただきます。	
78	3	3	1	89	6	資源動員の把握は、早急に進めるべき課題である旨を記載すべきである。	国際社会における日本の生物多様性貢献の一つが資源動員であるため、民間からの資源動員を中心にいち早く仕組み化することが必要であるため、課題への取り組み姿勢を示すために記載を強化すべきと考える。	愛知目標は2015年又は2020年为目标年となっているため、どれも喫緊に進めるべき課題であり、資源動員のみ早急な課題であることを示すことは適当ではないため、原案通りとさせていただきます。	
79	3	3	1	90	1	海洋生態系のモニタリングが十分に実施できていないという課題を記載すべきである。	モデリング結果を比較すべきモニタリング情報については、モニタリングサイト1000等でも取り組まれているが、十分な情報が得られていないと考えるため、取り組みを進めるべく課題を明記すべきと考える。	ご指摘を踏まえ、パブリックコメント版90ページ5行目に下記の通り追記しました。 「引き続き海洋生物及び生態系に関する調査やモニタリングの充実を図っていきます」	○
80	3	3	1	63 92-93	5~19 21-19	市民による生物多様性の保全行動を促すためには、「文化的サービスからの恩恵」への認知を高める必要があることを社会科学的手法により明らかにしたので、生物多様性の主流化のための課題として記述して欲しい。	国立環境研究所では、市民の生態系サービスへの認知と保全行動意図（行動したい/行動してもよいと思うか）との関係を明らかにするため、全国の5000名以上を対象に社会心理学的調査を実施した。その結果、個人の保全行動意図を高めるためには、身近な人が行動していることを認知することに加えて、「文化的サービスからの恩恵」に対する認知を高めることが重要であることがわかった。	ご指摘を踏まえ、パブリックコメント版93ページ3行目に下記の文書について追記しました。 「国立環境研究所が市民の生態系サービスに対する認知と保全行動の関係を明らかにするために全国規模で実施した社会心理学的調査結果によると、個人の保全行動に関する意識は、身近な人が行動していることの認知や、文化的サービスからの恩恵に対する認知を高めた場合に高くなるということが明らかにされています。このように何が生物多様性の主流化を図っていく際のインセンティブになるかということについても把握していくことが重要です。」	○
81	3	3	3	93	16	新学習指導要領における生物多様性の取り扱いについて教育者の不足がのべられているが、どのような指導要領であるのかについて言及がない。教育者不足は戦略目標Aとも関連し、中長期的な政策の柱組みとしても非常に重要である。指導要領内容とともに現状の分析を報告すべき。	新学習指導要領における生物多様性の取り扱いについて教育者の不足がのべられているが、どのような指導要領であるのかについて言及がされていない。また、教育者不足は戦略目標Aとも関連し、中長期的な政策の柱組みとしても非常に重要であるので、指導要領内容とともに現状の分析を報告すべきである。この件に関しては、次の点も問題である。主要行動目標Aでは文部科学省との共管が、学校教育において示されていない。ESDの取り組みのなかで生物多様性を主流化すべきである。	ご指摘頂いた文章は新学習指導要領で生物多様性に関する内容の充実を図った一方で、人材の育成や活用が求められているという課題について記述したものであり、限られたページ数の中で現状の詳細な分析を行うことは難しいことから、原案通りとさせていただきます。	
82	3	3	3	93	36	「持続可能な生産と消費」に向け、海外も含めた自然共生圏の概念による行政区を超えた保全ができる仕組みを早急に構築すべき点において課題があることを記載すべきである。	自然共生圏の概念は日本が発信し、海外に貢献できるものと期待しており、その取り組みを進めるべく課題を明記すべきと考える。	海外まで含めた自然共生圏の認識について、わが国の生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた課題としてあげているものであり、原案通りとさせていただきます。	
83	3	3	3	94	34	「全国レベルから地域レベルに至る生物多様性に関する様々な情報」の活用について、地域ごとの継続的調査の実施と蓄積を行政の事業として実施し、広く一般への情報提供を行う必要であることについて記載すること	自然環境情報は、保全や利用を検討するうえで、基礎資料であるが各地域毎に情報が十分でない。またその実施は一貫性と科学的専門性が伴い継続的に行われるべきであるため、行政の事業として実施し結果を公開すべき。	頂いたご意見を踏まえ、下記の通りパブリックコメント版94ページ35行目を修正しました。 「こうした情報をお互いにより使いやすい形で公表・提供し、」	○
84	3	3	3	95	3	民間との連携強化についても記載すべきである。	省庁間連携はもちろん重要だが、資源動員の観点からも今後は民間連携がより重要になると考えるため、国としての姿勢を明記すべきと考える。	パブリックコメント版93ページ10行目において「各主体間の連携や協働による地域社会での取組体制の構築や全国的なネットワークの構築など、取組を継続していくための仕組みづくりも重要な課題です。」と記述されており、民間との連携強化も課題としてあげられています。	
85						地域社会のニーズを考慮することが目標の1つになっているのであれば、保護区の設定や開発の際に、住民や市民との合意形成をはかるしくみを作るべきである	「漁協と行政のみ」の間で合意形成がなされるなど、特定の市民との合意形成はなされるものの、その他多くの一般市民が置き去りになるケースが多い。協議の場にはすべてのステークホルダーをそろえるべき	該当ページ等の記載がなかったため、どの部分への意見かわかりかねますが、頂いたご意見は今後の施策の参考にさせていただきます。	
86						2010年に愛知名古屋で開催された生物多様性条約第10回締約国会議は、近年の環境関連の国際会議の中で最も成功した会議であり、日本のリーダーシップのもとに合意された愛知目標を、日本自然保護協会は大きな成果と考えている。しかし、「2020年までに、生物多様性の損失を止めるための効果的かつ緊急の行動をとる」という、各国の使命（ミッション）として考えた場合、今回取りまとめられた国別報告書（案）には、多くの課題が見られる。目標に照らして科学的に真摯な点検を行うことが、愛知目標に向かって生物多様性の損失を止めるために必要である。以下に、問題点を述べるので、国別報告書の確定までに改善を求めたい。	<総論>	ご指摘頂いた個別の課題についてそれぞれ回答しました。	
87						国家戦略標でなく、あくまで愛知目標（特に20の目標）の達成状況について評価すべき。特に目標2「生物多様性評価の開発計画・国家勘定への組み込み」や目標3「有害な補助金の撤廃」の評価の記述を充実させるべき。	<全体について> 生物多様性条約の決議（X/10）において義務付けられているから。	本文中に愛知目標とその達成のために設定された国別目標の関係について記述していることから、愛知目標の達成状況については評価されているものと考えているところです。愛知目標2及び3については、国別目標A-1の中で統合されています。	
88						国別報告書は「参加型」で策定されるべきである。パブリックコメントではなく、より意味のある形で市民・NGO等が策定プロセスに関われる形で策定し、参加型策定プロセス自体を重要な能力開発と位置付けるべき。	<全体について> 生物多様性条約の決議（X/10）においてそのようにすることが推奨されている。	本文についてのご意見ではないため、今後の参考にさせていただきます。	
89						国民が寄せる意見の形式を細かく指定しすぎである。	<全体について> どのような長さで寄せられても貴重な国民の意見である。多くの国民から意見を集めようという姿勢が感じられない	本文についてのご意見ではないため、今後の参考にさせていただきます。	

生物多様性条約第5回国別報告書（案）に対するパブリックコメントへの回答

※本表において、「国家戦略」は「生物多様性国家戦略2012-2020」を指す。
 ※本表におけるページ及び行は、特に記載のない限り、パブリックコメント版のものを指す。
 ※下線部分は追記箇所、取消線部分は削除箇所を示す。

No.	章	節	項	ページ	行	意見	理由	対応	修文あり (○)
90						今後増加が予測される発電施設と東北復興においてもアセスメントが重要であることを追記すべきである	<全体について> -	国別報告書は前回2009年の提出時からこれまでの施策の進捗状況についてまとめるものです。頂きましたご意見は今後の施策の参考にさせていただきます。	
91						愛知目標の20の個別目標それぞれに対して意欲的な数値目標と、その達成にむけた具体的なマイルストーンを行動計画として明記すべきである。現時点で十分に目標に対応できない場合は、その理由を明記するとともに、目標達成に貢献するための活動とそのステップ（マイルストーン）を明記すべきである。また達成度は生物多様性保全への貢献度ではからなければならない。	<全体について> COP10決議においても愛知ターゲットにそった戦略改定が求められており、評価指標やマイルストーンについても事務局案の使用が推奨されている。議長国の日本としては、最大限の愛知ターゲットに沿った目標設定を行うべきである。達成度は科学的根拠の裏付けがある、生物多様性保全に貢献するものでなければならない。	愛知目標を踏まえて、生物多様性国家戦略2012-2020を改定し、愛知目標達成のために設定した国別目標、主要行動目標や関連指標群を定めています。今回の点検ではこれらの進捗状況を元に、国別目標及び愛知目標の達成に向けた施策の進捗状況を評価しました。また、指標については決定XI/3からも用いられており、指標が我が国の国別目標の目指す方を的確に反映し、かつ自然環境、社会経済等の状況や最新の科学的知見に即した適切なものとなるよう、今後見直しや充実を図っていくこととしています。	